

原 著

高等学校「公共」の教科書における ロールズの「公正と正義」と センの「ケイパビリティ・アプローチ」に至る思想の系譜 — 社会契約説, 義務論, 功利主義, ロールズ, センとの関係を中心に —

中川智之^{*1} 橋本勇人^{*2} 松本優作^{*1} 岡正寛子^{*1}

要 約

本研究では, 高等学校「公共」における社会的な見方・考え方として示されている「幸福, 正義, 公正」を手掛かりとして, 社会契約説, 功利主義, 義務論からロールズとセンに至る思想の系譜が高等学校「公共」の教科書においてどのように扱われているかを分析した。その結果, ①功利主義(ベンサム, ミル), ②義務論(カント), ③社会契約説(ホッブズ, ロック, ルソー), ④ロールズについては, 全ての教科書に記述されており, ⑤センも1つを除くすべての教科書に記述されていた。しかし, それぞれの関係については, 記されていないものや記述が十分ではないものもあった。生徒の多面的・多角的な考察を可能にするためには, 関係に関する記述の充実が求められよう。また, 教師はそれらの思想の関係について意識して指導にあたることが大切になる。

1. 緒言

本研究の目的は, 令和4(2022)年度にスタートした高等学校「公共」における社会的な見方・考え方として示されている「幸福, 正義, 公正」を手掛かりとして, 社会契約説, 功利主義, 義務論からロールズ^{†1)}とセン^{†2)}に至る思想の系譜が高等学校「公共」の教科書においてどのように扱われているかを明らかにすることである。

平成28(2016)年の中央教育審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では, 高等学校の「公民」の共通必修科目として, 「現代社会の諸課題を捉え考察し, 選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を, 古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに, それらを活用して自立した主体として, 他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し, 持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む『公共』を設定すること」と示された¹⁾。

答申に基づき, 平成30(2018)年に一部改正され

た学校教育法施行規則及び改訂された高等学校学習指導要領では, 「公民」に属する科目として「公共」が新たに示され, 令和4(2022)年度以降の入学生を対象に全ての生徒に履修させる科目として位置づけられた^{2)†3)}。また今回の一連の学習指導要領等の改訂においては, 深い学びの鍵として, 各教科等で働かせることが重要な「見方・考え方」が示された。「見方・考え方」は, 「『どのような視点で物事を捉え, どのような考え方で思考していくのか』というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方」³⁾のことである。

公民科における「社会的な見方・考え方」は, 「公共」「倫理」「政治・経済」のそれぞれにおける見方・考え方を総称したものである³⁾。具体的には, 「公共」においては「人間と社会の在り方についての見方・考え方」, 「倫理」においては「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」, 「政治・経済」においては「社会の在り方についての見方・考え方」である。これらの「見方・考え方」を働かせる際に着

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療保育学科

*2 くらしき作陽大学 子ども教育学部 子ども教育学科

(連絡先) 中川智之 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-mail: nakagawa@jc.kawasaki-m.ac.jp

目する視点は多様にあるとされているが、「今回の改訂では、人間と社会の在り方についての見方・考え方の基礎となる概念的な枠組みとして『公共』の学習全体を通して働かせることが求められる『幸福、正義、公正など』を示した」とされ、「公共」については「幸福、正義、公正」が重要視されている³⁾。

他方、先述した中央教育審議会答申では、新設される「公共」における学習として、「持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、諸課題の解決に向けて構想する力、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論する力などを育むことをねらいとして、現実社会の諸課題」を探究することが求められており、その現実社会の諸課題の1例に、「受益と負担の均衡や世代間の調和が取れた社会保障」が挙げられている¹⁾。この社会保障について取り上げた厚生労働白書においては、社会保障と関連する理念や哲学として、分配を通じた諸個人間の公平性を「正義」の問題として取り上げたロールズと、ロールズの「公正としての正義」の理論を踏まえ社会の不正義を取り除く「ケイパビリティ・アプローチ」(潜在能力アプローチ)を提唱したセンについて触れている⁴⁾。

ロールズの「正義論」は、「公正としての正義」と称される二原理を示し論証した上で、この二原理の法、経済、政治の諸制度への適用可能性を探り、「社会の正義と幸福な人生とが同時に達成される道筋をたどろうと」(p.779)したものであり、三十を超える別の言語へと翻訳された⁵⁾。ロールズが「正義論」の構想を練り上げていた1950年代から60年代は、憲法が保障する「平等」な取扱いが踏みにじられている現実を明るみに出した「公民権運動」が活発な時期であり、「積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション)」が逆差別ではないかと指摘されるなど、自由や平等といったアメリカ社会の根本的理念が根底から揺らぎ始めた時期である⁶⁾。当時優勢を誇っていた、社会全体の幸福の総量の最大化のためには諸個人の権利がトレード・オフされても仕方がないといった考えに結びつく可能性のあるベンサムやミルの功利主義ではなく、「ロック、ルソー、カントに代表される社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めること」(p.xxi)をロールズは企てた^{6,7)}。

センは、この公正と正義の考え方に対するロールズに影響を受けた上で、唯一の正義の原理を導き、社会の基本的構造を構成する公正な制度を作り、人々の行動はそれらの制度が適切に機能するための要件に完全に従うことを要求するロールズのアプ

ローチとは異なる、ケイパビリティ・アプローチを提唱した⁸⁾。これは、ホブズが始め、ロック、ルソー、カント、ロールズと連なる社会契約論的アプローチ(先験的制度尊重主義アプローチ)の伝統に従うものではなく、「制度だけでなく、実際の人々の行動や社会的相互作用やその他の重要な決定要因に影響されて、人々の暮らしがどのようなものになるのかを比較することに共通の関心」(p.13)をもつベンサムやミルらによって追及されたもう一つの伝統(実現ベースの比較アプローチ)に沿うものである⁸⁾。ケイパビリティ・アプローチは、義務論的アプローチと帰結主義的アプローチの古いコントラストとは異なり、単なる「最終的な結果」ではなく物事が生じた正確な過程を含める「包括的結果」に注目する、「人が価値を認める理由のあることを行なうケイパビリティ」(p.335)によって判断するものである⁸⁾。後藤は、現代正義論におけるロールズとセンの重要性について、「ロールズからセンへの接続は、現代正義論を個々人の福祉(well-being)に(したがって、個人の困窮や苦悩に)基礎づけることを可能とするだろう」(p.ii)と指摘している⁹⁾。

「公共」における「幸福、正義、公正」に関する研究は、平成21(2009)年の高等学校学習指導要領改訂により、公民科「現代社会」の内容にこの用語が記載されたことを契機に幾つか実施されているが、その内多くは、授業・教材の開発に関するものである¹⁰⁻¹²⁾。原は、「幸福」「正義」「公正」について、学習指導要領解説やこれまでの思想家の考えも踏まえて検討したうえで、授業案を提示している¹³⁾。また、宮原は、高等学校公民科「現代社会」の教科書における「幸福」「正義」「公正」の取扱いについて、「経済教育」の観点から比較分析している¹⁴⁾。

しかしながら、これまでの研究には、高等学校「公共」の教科書を対象として、「幸福、正義、公正」に関する思想・思想家の記述について検討したものは見られない。そこで、本論文では、まず、高等学校「公共」における社会的な見方・考え方として示されている「幸福、正義、公正」について、高等学校学習指導要領解説(公民編)を手掛かりとしてその内容について確認、検討する。その後、現代社会における正義、公正を考える上で重要となるロールズとセンに繋がる「社会契約説(ホブズ^{†4)}、ロック^{†5)}、ルソー^{†6)}」,「功利主義(ベンサム^{†7)}、ミル^{†8)}」,「義務論(カント^{†9)}」から「ロールズ」と「セン」に至る思想の系譜の記述について、高等学校「公共」の教科書を対象として検討する。

2.1 高等学校「公民」の構成

2.2 高等学校「公共」における内容

2.2.1 「A 公共の扉」への注目

「政治・経済」においても用いられるものである³⁾。

「公共」の「3 内容の取扱い」において、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」及び「C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」においては、「Aで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用」することが求められていることから、本論で注目している「幸福、正義、公正」に関して「A 公共の扉」に示されている記述をもとに検討する²⁾。

2.2.2 「A 公共の扉」における「幸福,正義,公正」

「A 公共の扉」は、「(1) 公共的な空間を作る私たち」「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」「(3) 公共的な空間における基本的原理」の3つの項目で構成されている。この内、「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」及び「(3) 公共的な空間における基本的原理」は、「現実社会の諸課題を見いだす。考察。構想する際

第一款	目標
第二款	第1 公共 1 目標 2 内容 A 公共の扉 (1) 公共的な空間を作る私たち ア 次のような知識を身に付けること. イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること. (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること. イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること. (3) 公共的な空間における基本的原理 ア 次のような知識を身に付けること. イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること. B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち ア 次のような知識及び技能を身に付けること. イ 次のような思考力, 判断力, 表現力等を身に付けること. C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち ア 地域の創造, よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し, 共に生きる社会を築くという観点から課題を見だし, その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察, 構想し, 妥当性や効果, 実現可能性などを指標にして, 論拠を基に自分の考えを説明, 論述すること. 3 内容の取扱い 第2 倫理 1 目標 2 内容 3 内容の取扱い 第3 政治・経済 1 目標 2 内容 3 内容の取扱い
第三款	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

注) 高等学校学習指導要領(2018)をもとに作成。本論と関係の深い「公共」については、「倫理」「政治・経済」よりも詳細に記した。

に活用する選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を学ぶ」(p.35)のものであり、以降の学習の基礎となる内容を含む項目であることが特色である³⁾。

実際に、「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」においては、「主体的に社会に参画し、他者と協働することに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」(下線部筆者)ことが示されており、「選択・判断の手掛かりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解すること」(p.41)(下線部筆者)が生徒に求められている³⁾。

また、この内容の解説として、「行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方」は、「ある状況でなすべき正しい行為は何かを決定する際に、実行可能な選択肢と予期されるその結果を比較、検討し、当の行為によって影響を受けるであろう全ての人々の幸福もしくは選好の充足を全体として最大限にもたらしうような行為ほど道徳的に正しいと考える原理を重視する考え方」(p.43)(下線部筆者)であることが示されている³⁾。同様に、「行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方」は、「予期される結果に関わりなく、人間には従うべき義務的な制約があり、それに基づいて行為すべきであるとする原理を重視する考え方」(p.43)であることが示されている³⁾。

「(3) 公共的な空間における基本的原理」においては、「自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する」(下線部筆者)ことが示されており、「各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること」(下線部筆者)及び「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること」(p.45)が生徒に求められている³⁾。また、これらの内容の取扱いに当たり、「指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」(pp.45-46)と示されている。

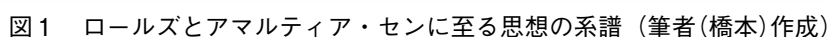
この部分の解説として、「各人がよりよく幸福に

生きるために、協働の利益を確保し、互いに支え合うことを目的として人々が国家・社会を形成しており、国家・社会が安定し、協働の利益が継続して確保されるためには、何が正義かを考え、各人の意見や利害の衝突を調整する必要があること、そのような調整に際しては、各人を、尊厳ある存在として平等に配慮し、公平・公正な解決を図ることが大切であることを理解できるようにすること」(p.47)(下線部筆者)の大切さが示されている^{3) + 10)}。また、「個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など日本国憲法の基礎にある考え方の理解を基に、各人の意見や利害の対立を捉え、それを公平・公正に調整するための基本的原理を考察」(p.46)(下線部筆者)すること及び「民主主義については、社会契約説や功利主義などの考え方を通して、個人と国家・社会との関係の観点から、自己の在り方生き方と民主主義がどのように関係しているかを理解できるようにすること」(p.48)の大切さが示されている。

3. 「公共」における教科書の分析

ここまで、「公共」における「幸福、正義、公正」について、学習指導要領の内容及び学習指導要領解説の内容について検討してきた。これまでの検討の中で、「公共」における「幸福、正義、公正」に関する内容と関係する概念として、功利主義(帰結主義)、義務論(行為の動機となる義務を重視する考え方)、社会契約説を指摘することができた。また、各人がよりよく幸福に生きるためには、何が正義かを考え、各人の意見や利害の衝突を調整する必要があること、そのような調整については、個人の尊厳や基本的な人権の尊重、民主主義など日本国憲法の基礎にある考え方の理解を基に、各人の意見や利害の衝突を捉え、それを公平・公正に調整するための基本的原理を考察することが大切となることを指摘することができた。

これらのことと関連する代表的な思想家としては、功利主義(帰結主義)についてはベンサム、ミル、義務論についてはカント、社会契約説についてはホッブズ、ロック、ルソーが挙げられ、現代の正義論の論者としては、後藤が指摘するようにロールズ(社会には不遇な人々がいることを真とし、推論者が自己の私的な立場から離れ、合理性と理性の発揮により社会的基盤財の分配原理について推論しようとした)と、セン(具体的な社会的文脈を生きる個々人の境遇について実際に実現可能となる本人の行いや在りようの範囲(ケイパビリティ)から捉えようとする)を挙げることができよう^{4,7,9)}。



分析の対象とした教科書は、共通必修修科目としての「公共」が履修され始めた令和4（2022）年度に発行されている全ての「公共」の教科書である^{†12)}。「公共」における教科書の記述を確認した結果を表2に示す。表2には、記載のあったものを○、関連する記載はあるものの十分とは言えないものを△、記載のなかったものを×として示し、記載のあったものについてはそのページ数を示した。これらの評価については、各著者で評価したのちに合議のうえ決定したものである。記載はあるものの十分とは言えないものについては、ページ数に括弧を付して

ロールズとセンの関係 (⑨：センのロールズに関する批判に関する記述)については、十分な記述(「批判した」「多様性への配慮が足りない」等)が認められたものは半数の6つであった。△を付した十分な記述とは言えない3つについては、「これに対して」「一方」「どちらにも」等の記述であった。センとロールズとの関係に関する記述がない教科書は、3つあった。この3つのうち1つは、⑦の社会契約説とロールズ

ズの関係に関する記述も、⑧のロールズと功利主義との関係の記述もないものであり、もう1つはそれら2種の関係への記載が薄い(⑦△, ⑧×)のものであった。

思想・思想家の関係を示す⑥～⑨に着目すると、全て十分な記載のあった教科書は1つであり、十分とは言えないものの全ての関係への記載があったものは3つであった。残る8つの教科書については、⑦

表2 「公共」の教科書におけるロールズとセンに至る思想に関する記述(筆者(中川・橋本・松本・岡正)作成)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
教育図書	○ pp. 20-21	○ pp. 20-21	○ pp. 34-35	○ p. 11	○ p. 101	○ p. 20	×	×	×
実教出版 A	○ pp. 35-36 pp. 44-47 p. 49 pp. 54-55 p. 67	○ pp. 32-33 p. 36 pp. 44-47 p. 49 (pp. 54-55)	○ p. 50 pp. 61-63	○ pp. 42-43	○ p. 43	○ p. 36 pp. 44-47 p. 49 (pp. 54-55) ※1	×	○ p. 42	○ p. 43
実教出版 B	○ pp. 26-27 p. 45	○ pp. 22-23 pp. 26-27 (p. 29)	○ p. 42	○ pp. 28-29	○ pp. 28-29	○ p. 27	○ p. 28	○ p. 28	○ pp. 28-29
清水書院 A	○ p. 34 p. 36	○ pp. 34-35 p. 61	○ pp. 48-49	○ pp. 58-59	○ p. 60	○ pp. 34-36	△ (p. 59)	×	○ p. 60
清水書院 B	○ p. 17 pp. 19-21 p. 23 p. 28	○ p. 19 p. 23	○ pp. 18-19 p. 29 pp. 30-31	○ pp. 22-23	×	○ (p. 20)※2 (pp. 24-25) ※3 p. 23	△ (p. 23)	○ pp. 22-23 (p. 24-25)	×
数研出版 A	○ pp. 35-37 pp. 72-73	○ p. 34 pp. 36-37	○ pp. 64-65	○ pp. 71-73	○ p. 71	○ pp. 36-37	△ (p. 71)	○ pp. 72-73	△ (p. 71)
数研出版 B	○ pp. 34 pp. 38-39	○ pp. 33 pp. 38-39	○ p. 59	○ pp. 63-64	○ p. 63	○ pp. 38-39	△ (p. 63)	×	×
第一学習社 A	○ pp. 24-25 pp. 28-32 p. 51 p. 280	○ p. 12 pp. 24-25 pp. 28-32 p. 280-281	○ pp. 41-43 p. 280	○ p. 32 (p. 281) ※4	○ p. 32	○ pp. 24-25 pp. 28-33	△ (p. 32)	○ p. 32	△ (p. 32)
第一学習社 B	○ pp. 24-26 pp. 28-30 pp. 40-41	○ p. 12 pp. 24-26 pp. 28-30 (pp. 40-41)	○ pp. 34-35	○ p. 31	○ p. 31	○ pp. 24-26 pp. 28-31 (pp. 40-41) ※1	×	○ p. 31	△ (p. 31)
帝国書院	○ pp. 36-37 pp. 42-43	○ pp. 36-37 pp. 42-43	○ pp. 44-46	○ p. 39	○ p. 39	○ pp. 36-37 pp. 42-43	×	×	○ p. 39
東京書籍	○ p. 15 pp. 22-23 pp. 26-29 p. 32	○ pp. 14-15 p. 22 p. 24 pp. 26-29 p. 32	○ p. 32 p. 37 p. 39	○ p. 25	○ p. 25	○ (p. 15)※1 p. 22-23 pp. 26-29 (p. 32)※5	△ p. 25	○ p. 25	○ p. 25
東京法令出版	○ pp. 26-27 p. 29	○ pp. 26-27 p. 29	○ p. 28 pp. 44-45	○ p. 31 p. 33 p. 45	○ p. 31	○ (pp. 26-27) p. 29	○ (p. 31) p. 45	×	○ p. 31

※1 自由・権利と責任・義務に関するミルの他者危害原理に関する記述がある。

※2 義務論に触れていないトロッコ問題がある。

※3 「功利主義や、カント、ロールズなどの考え方も参考に考えてみましょう」という記述がある。

※4 名前と著作だけが記されている。

※5 歴史順に記されているが関係を示す記述はない。

～⑨のいずれかの関係に関する記述がないものであり、そのうち3つは⑦～⑨の複数の関係に関する記述がないものであった。

ここまでの分析から、「幸福・正義・公正」に関連すると考えられる思想・思想家に関する記述は、ほぼ全ての教科書に記載されていたものの、その関係に関する記述については十分とは言えないことが指摘できる。ロールズとセンの思想を、それ以前の思想・思想家との関係において位置付けることができている教科書は少ないと言えよう。

高等学校学習指導要領の「公共」の目標（2）には、「現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力」を養うことが示されている。また、目標（3）には、「多面的・多角的な考察」を通して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方に関する自覚などを深めることが求められている。多面的・多角的な考察は、同じ問題について複数の異なる視点・考え方が使用できることを知ることにより促進される可能性があり、複数の異なる思想・思想家の関係を教科書において示すことは有益と考えられる。

しかし、本論文の分析から、それらの思想・思想家の関係に関する教科書への記載は十分なものとは言えないことが指摘された。「公共」の目標を達成するためには、思想・思想家の関係に関する教科書の記述を充実させていくことが求められていると言えよう。また、高等学校における実際の指導の場面において、それらの思想・思想家の関係に関して意識して取り上げる必要があると言えよう。特に、現代における正義を考察する上で重要となると考えられるロールズとセンについて取り上げる際には、ロールズが社会契約説を再構成し幸福の分配や少数者の不平等を問題視しない功利主義を克服しようとしたこと、及びセンが、ロールズのアプローチとは異なる、個々人の価値や最終的な結果に至る過程を含めるケイパビリティに注目したアプローチを提唱

していることについて、取り上げることが大切になると考える。

実際に、筆者らは、大学教育においてソーシャルワーカーの養成に携わる中で、現代社会における正義・福祉について考える上で重要となるロールズやセンの思想を理解するために、高等学校までに学習した社会契約説や功利主義などに関する知識・理解を基盤として、それらを繋げて理解できるように指導する重要性を実感してきた。令和7（2025）年度以降の高等教育機関への入学生は、令和4（2022）年度以降、高等学校において「公共」を履修した高校生が大半を占めることが予想される。「公共」を学んだ学生が入学する高等教育機関においても、特に関連する学科（たとえば、社会福祉士・精神保健福祉士等の養成機関）や科目において、高等学校「公共」における学習成果との繋がりを意識した効果的な学修指導・支援法の開発が求められると言えよう。

4. 総括

ここまで、高等学校「公共」における「幸福、正義、公正」を手掛かりとして、学習指導要領及び学習指導要領解説を分析することにより、社会的な見方・考え方と関連の深いと考えられる思想・思想家について検討するとともに、「公共」の教科書における社会契約説、功利主義、義務論からロールズとセンに至る思想の系譜の記載について確認してきた。その結果、それぞれの思想に関する記載は見られるものの、それぞれの思想の関係に関する内容が十分ではないものが一定数存在した。特に、現代社会における正義、公正を考える上で重要となるロールズとセンに至る思想の繋がりに関して記載しているものは少なく、授業においてその繋がりを意識して指導する必要性を指摘した。その際、本論文で示した図を教材として用いることも有益と考えられる。

今後、本論文で指摘した思想の関係の理解を深めるための授業・教材の開発、及び「公共」での学習内容を踏まえた高大接続の検討・開発が課題である。

注

†1) ロールズ（1921～2002）は、原初状態の中で人々が合意したものが、正義の二原理（公正としての正義）であると考え社会契約説を再構成した^{7,15)}。二原理のうち一つ目は、基本的な自由などの諸権利は全員が対等にもつべきとするものである（第一の原理）。もう一つは、生じる社会的・経済的格差は、公正な機会が与えられた上で生じたものであり、社会で最も恵まれない人々にとって最大の恩恵となるものでなければならないというものがある（第二の原理）。この第二の原理は、憲法25条の考え方と軌を一にするものであると言えるが、ロールズは、無知のヴェールがかけられた状態で合意し得る公正な正義の原理を考え、幸福の分配や少数者の不平等を問題視しない功利主義を克服しようとした。

†2) セン（1933～）は、不平等の問題を克服するために、潜在能力（ケイパビリティ）の概念を提出した^{8,15-17)}。ロー

ルズは財の観点から不平等の是正について迫ろうとしたが、センは、人が組み合わせることができる機能の集合体である潜在能力（ケイパビリティ）の概念を用いて不平等や貧困について検討し、所得の向上だけでなく、潜在能力に着目したアプローチを提唱した。センの考え方は、国連開発計画の人間開発指数や人間の安全保障などに結びついている。

- †3) 選択必修科目であった「現代社会」については、科目を設置しないこととなった。
- †4) ロールズは社会契約説を再構成し公正としての正義を提唱したが、近代における社会契約説を唱えた思想家として、ホッブズ、ロック、ルソーが著名である。ホッブズ（1588～1679）は、闘争を避け安全の保障を得るために、自然権（基本的人権）を譲渡し服従する契約を統治者と結ぶと考えた^{15,18)}。この考えは、絶対王制を擁護するものであり、王政復古後のイギリスの政治体制を正当化するものであった。
- †5) ロック（1632～1704）は、自然権の一部を代表者・政府に委託し、法により自然権の保障を図るための契約を結ぶと考えた^{15,19)}。これにより政府は国民の諸権利に関して介入が可能となるが、国民の自然権を侵害するような時には、政府を変更することのできる抵抗権をもつと考えた。この考えは、間接民主制を支持するものであり、名誉革命を正当化し、アメリカの独立革命に影響を与えるものであった。
- †6) ルソー（1712～1778）は、自然権を自由で平等な市民の共同体に完全に譲渡し、国家を形成すると考える^{15,20)}。この国家は、全市民が共通でもつ、つねに正しくつねに公の利益を目指す一般意思に基づくものである。ルソーの考えは、直接民主制を支持するものであり、フランス革命に影響を与えるものであった。
- †7) 功利主義の創始者とも言われるベンサム（1748～1832）は、幸福について、量的に把握しようとした。「強さ」「持続性」などの基準により、快楽の総量と苦痛の総量を比較し、快楽の総量が上回れば善、苦痛の総量が上回れば悪と考えた^{15,21)}。また、社会を平等で均質な個人の集合体と考え、各個人の幸福の総和が社会全体の幸福の量となり、その総和が最大となることを目指すこと（最大多数の最大幸福）が道徳的な善であり、個人や政府の行動原理となると考えた。
- †8) ミル（1806～1873）は、ベンサムの各種の快楽を同質なものとして捉える考えに対する批判を踏まえ、快楽の種類によってその質は異なり、精神的な快楽を身体的な快楽よりも重視し、他者や社会全体の幸福のために行為することが最大多数の最大幸福となると考えた^{15,22,23)}。またミルは、個人と社会との関係について、他者に危害を及ぼさない限り、個人の自由は最大限尊重されるべきであると考えた。しかし、全体の利益のために一部の少数者が不幸になることが正当化される可能性があることや、最大の幸福を生み出すための原理と広く幸福を分配する原理がときに矛盾することなどの課題も指摘される。
- †9) 人間は現象界だけでなく叡智界にも属する人格として考えたカント（1724～1804）は、道徳法則（定言命法）に自ら従うこと（自律）が自由であり、条件付きの命令（仮言命法）に従うことは道徳的でないと考えた^{15,24-26)}。カントは、道徳的に行動しようとする意思を持つ人間の在り方を人格として捉え、その尊厳性をたたえ、お互いを尊重し合う道徳的共同体を理想的な社会（目的の王国）と考えた。カントは、この考えを国家同士の関係（国際社会の在り方）にも当てはめて考え、この考えは後の国際連盟の設立へとつながった。
- †10) 「幸福」「公正」に関する記述は複数確認できたが、「正義」に関する記述（「幸福、正義、公正など」のような示され方でなく単独で示されているもの）は、この1か所のみであった。この「正義」に関する記述は、高等学校学習指導要領解説の「倫理」「政治・経済」にまで視野を広げても、もう1か所しかない。「公共」における「幸福、正義、公正」の概念に関して理解を深めるために、該当部分を示すと、「正義は、「公共」で学習した「行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方」などを踏まえ、それぞれ異なる他者といかに関わるか、社会生活を成り立たせる公正・公平な仕組みとはどのようなものか、などについて思索する視点である。正義を視点として活用する際には、平等や福祉との関係や不正義との対比などについても思索することができる。」（p.100）（下線部筆者）という、公正と関連するものであった³⁾。
- †11) この図は、法律学を学び、高等学校教諭一級免許状（社会）（現在の専修免許状に相当）及び社会福祉士をもつ者が、大学における「社会福祉の原理と政策」「社会保障」等の授業において、ロールズの「公正と正義」とセンの「ケイパビリティ・アプローチ」に至る思想の系譜への理解を深めるために用いている教材（図）を基にしている。
- †12) 具体的には、教育図書、実教出版（2種類）、清水書院（2種類）、数研出版（2種類）、第一学習社（2種類）、帝国書院、東京書籍、東京法令出版の計12の教科書を対象とした^{27,38)}。

文 献

- 1) 中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）。文部科学省，東京，2016。
- 2) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）。文部科学省，東京，2018。

- 3) 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編。文部科学省，東京，2018.
- 4) 厚生労働省：平成24年版厚生労働白書—社会保障を考える—。厚生労働省，東京，2012.
- 5) 川本隆史：訳者あとがき—『正義論』の宇宙，探訪—。ジョン・ロールズ著，川本隆史，福岡聡，神島裕子訳，正義論，改訂版，紀伊國屋書店，東京，776-785，2010.
- 6) 中山竜一：二十世紀の法思想。岩波書店，東京，2000.
- 7) ジョン・ロールズ著，川本隆史，福岡聡，神島裕子訳：正義論 改訂版。紀伊國屋書店，東京，2010.
- 8) アマルティア・セン著，池本幸生訳：正義のアイデア。明石書店，東京，2011.
- 9) 後藤玲子：はしがき。後藤玲子編著：正義。ミネルヴァ書房，京都，2016.
- 10) 阿部哲久，高田悟，越智貢：「幸福・正義・公正」の理解を深める公民科の教材開発—トランスサイエンス問題を題材として—。学部・附属学校共同研究紀要(42)，137-144，2013.
- 11) 原宏史：「対立と合意・効率と公正」と「幸福・正義・公正」を接続する中学校社会科授業の開発—「人間の生」の諸課題を事例として—。東海学園大学研究紀要（人文科学研究編）23，37-52，2018.
- 12) 原宏史，金原洋輔：中学校社会科公民的分野と高等学校公民科「公共」を接続する中学校社会科授業の開発—「対立と合意」・「効率と公正」・「希少性」と「幸福，正義，公正」の接続に着目して—。東海学園大学研究紀要（人文科学研究編）24，59-74，2019.
- 13) 原宏史：新学習指導要領における「幸福」，「正義」，「公正」の理解と高等学校公民科の授業。公民教育研究(21)，49-62，2013.
- 14) 宮原悟：「経済教育」研究（第9報）—「幸福」「正義」「公正」を視座とした高等学校公民「現代社会」の教科書分析に見る課題—。名古屋女子大学紀要（人文・社会編）(62)，153-164，2016.
- 15) とうほう：テーマ別資料 公共。東京法令出版，東京，2022.
- 16) アマルティア・セン著，杉山武彦訳：不平等の経済理論。日本経済新聞社，東京，1977.
- 17) アマルティア・セン著，黒崎卓，山崎幸治訳：貧困と飢饉。岩波書店，東京，2017.
- 18) ホッブズ著，水田洋，田中浩訳：リヴァイアサン（国家論）。河出書房新社，東京，1966.
- 19) ジョン・ロック著，加藤節訳：統治二論。岩波書店，東京，2007.
- 20) ルソー著，桑原武夫，前川貞次郎訳：社会契約論。岩波書店，東京，1954.
- 21) ベンサム著，山下重一訳：道徳および立法の諸原理序説。ベンサム，J.S.ミル著，関嘉彦編，ベンサム J.S.ミル，中央公論社，東京，69-210，1979.
- 22) ミル著，伊原吉之助訳：功利主義論。ベンサム，J.S.ミル著，関嘉彦編，ベンサム J.S.ミル，中央公論社，東京，459-528，1979.
- 23) ミル著，早坂忠訳：自由論。ベンサム，J.S.ミル著，関嘉彦編，ベンサム J.S.ミル，中央公論社，東京，211-348，1979.
- 24) イマヌエル・カント著，原佑訳：純粹理性批判 上・中・下。平凡社，東京，2005.
- 25) イマヌエル・カント著，深作守文訳：人倫の形而上学の基礎づけ 実践理性批判。理想社，東京，1974.
- 26) イマヌエル・カント著，宇都宮芳明訳：永遠平和のために。岩波書店，東京，1985.
- 27) 鈴木寛，伊藤正直，倉石寛，金井文宏，吉田俊弘，君島東彦，大野新，太田啓之，松村淳，…橋本想吾：公共。教育図書，東京，2022.
- 28) 中村達也，宮崎吾郎，柘植尚則，宇野重規，愛敬浩二，荒川章義，石田淳，廣瀬弘毅，石塚誠，実教出版株式会社：詳述公共。実教出版，東京，2022.
- 29) 桐山孝信，愛敬浩二，井上義朗，中本悟，廣瀬弘毅，宮崎吾郎，新井浩，飯島博久，高橋朝子，実教出版株式会社：公共。実教出版，東京，2022.
- 30) 中野勝郎，宇南山卓，高橋雅人，井口靖，右藤文弥，大西楠テア，栗原剛，柴田章久，長岡仰太郎，…清水書院編集部：高等学校 公共。清水書院，東京，2022.
- 31) 大芝亮，橋本康弘，飯田泰之，市川哲也，杉崎一浩，宗弘昭，辻琢也，中山義基，檜原毅，…清水書院編集部：私たちの公共。清水書院，東京，2022.
- 32) 矢野智司，穴見明，阿部顕三，石塚健大，魚山秀介，久保田賀壽雄，古賀毅，小原美紀，今智也，…数研出版株式会社編集部：公共。数研出版，東京，2022.
- 33) 矢野智司，穴見明，阿部顕三，石塚健大，魚山秀介，久保田賀壽雄，古賀毅，小原美紀，今智也，…数研出版株式会社編集部：高等学校 公共—これからの社会について考える—。数研出版，東京，2022.
- 34) 谷田部玲生，大塚晴之，穴戸常寿，樋口雅夫，浅川貴広，大塚雅之，佐藤亮一，杉田孝之，山下亨，…横山秀樹：高等学校 公共。第一学習社，広島，2022.

- 35) 谷田部玲生, 大塚晴之, 宍戸常寿, 樋口雅夫, 浅川貴広, 大塚雅之, 佐藤亮一, 杉田孝之, 山下亨, ...横山秀樹 : 高等学校 新公共. 第一学習社, 広島, 2022.
- 36) 荻部直, 川崎誠司, 君塚正臣, 中島隆博, 宮川大介, 脇田成, 渥美利文, 内久根直樹, 平岡可奈之, ...株式会社帝国書院 : 高等学校 公共. 帝国書院, 東京, 2022.
- 37) 間宮陽介, 大澤彩, 大畑方人, 加藤晋, 唐木清志, 工藤文三, 栗原久, 黒崎洋介, 杉田敦, ...和田倫明 : 公共. 東京書籍, 東京, 2022.
- 38) 青井未帆, 大屋雄裕, 重田園江, 東野篤子, 水野和夫, 安野智子, 山下純司, 山本龍彦, 吉田昌幸, ...渡邊智 : 公共. 東京法令出版, 長野, 2022.

(2025年5月28日受理)

Genealogy of Ideas Leading to Rawls' "Fairness and Justice" and Sen's "Capability Approach" in High School "Public" Textbooks: Focusing on the Relationship between Social Contract Theory, Theory of Obligation, Utilitarianism, Rawls, and Sen

Tomoyuki NAKAGAWA, Hayato HASHIMOTO, Yusaku MATSUMOTO and Hiroko OKAMASA

(Accepted May 28, 2025)

Key words : "Public", Rawls, Sen, social contract theory, utilitarianism

Abstract

This study examined the genealogy of ideas from social contract theory, utilitarianism, and the theory of obligation to Rawls and Amartya Sen, using "happiness, justice, and fairness" as a clue to the social views and ideas presented in high school "public" textbooks. The results of this analysis revealed that (1) utilitarianism (Bentham, Mill), (2) theory of obligation (Kant), (3) social contract theory (Hobbes, Locke, Rousseau), and (4) Rawls were all mentioned in the textbooks, and (5) Sen was also described in all textbooks except one. However, some of the respective relationships were not noted or described sufficiently. In order to enable students to consider multiple aspects and perspectives, a fuller description of relationships will be required in textbooks. In addition, it is important for teachers to be aware of the relationship between these ideas in their teaching.

Correspondence to : Tomoyuki NAKAGAWA Department of Nursing Childcare
 Faculty of Health and Welfare
 Kawasaki University of Medical Welfare
 288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan
 E-mail : nakagawa@jc.kawasaki-m.ac.jp
 (Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.35, No.1, 2025 89–98)